

# 宅内漏水時の上下水道使用料金減免制度について

地下や床面内部等の目に見えない給水管から水道水が漏水した場合で、減免対象と認定された時は、水道料金の一部が減免されます。

※全ての宅内漏水が減免対象となる訳ではありません。

## 漏水減免の認定対象外となるケース

以下に当てはまる場合は、**漏水減免の認定対象外**となります。

- ✦ お客様が漏水の事実を知らず修繕工事を怠った場合
- ✦ 施設の改良、または修繕工事の指示に従わなかった場合
- ✦ 無届工事による給水装置部分にかかる漏水の場合
- ✦ 蛇口・トイレ・洗面台など、漏水の事実が容易に確認できる場所の場合
- ✦ ボイラーなどの給湯設備や、クーリングタワー等の設備の故障による漏水の場合※
- ✦ 給湯器（お湯）から漏水した場合※
- ✦ 給水装置の工事完了後 1 年未満のもので漏水があった場合
- ✦ 漏水の修繕を上三川町指定給水装置工事業者以外で行った場合
- ✦ 凍結防止のため、水を流しっぱなしにした場合
- ✦ 漏水の原因が明らかにお客様の責任と認められる場合



※ボイラーなどの給湯施設や、クーリングタワー等の設備による漏水の場合、下水道使用料に関する減免のみ対象になるケースがございます。詳しくは、上下水道課上水道業務係(Tel:56-9168)までご連絡ください。

## ★水道工事は町指定工事業者で★

給水装置は、飲み水を通す大切な装置であるため、無断で工事をすることはできません。必ず町指定の給水装置工事業者に依頼してください。町指定以外の工事業者で施工をした場合、漏水の減免などが受けられないのでご注意ください。

町指定の給水装置工事業者については、上下水道課で確認できるほか、町ホームページにも掲載しております。

☞上三川町指定給水装置工事業者一覧(上三川町ホームページ) >>>

<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0008/info-0000000771-0.html>



## 宅内漏水時の減免の手続き方法

宅内漏水が発生した場合、漏水していた期間の水道料金について減免の対象になることがあります。以下を参考に、申請を行ってください。（※工事費が減額・補助される制度ではありません。）

### 漏水の修繕

[上三川町指定給水装置工事業者](#)へのご依頼いただき、修繕を行ってください。

★この際の修繕費用は、お客様の負担になります。

📄 [上三川町指定給水装置工事業者一覧\(上三川町ホームページ\) >>>](#)

<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0008/info-0000000771-0.html>



### 減免の確認

業者へ依頼し修繕を行った旨、上下水道課までご連絡ください。減免対象であると確認できた場合、漏水認定申請書をお渡しします。

★すべての宅内漏水が減免となる訳ではありません。条件については前頁をご参照ください。

### 減免の申請

- ① 漏水認定申請書
- ② 写真（修繕前と修繕後の様子がわかるもの）
- ③ 修繕費用の領収書の写し

上記3点を揃えて、上下水道課へ申請してください。

### 料金の返還

減免額をお客様に通知後、還付（返金）を行います。



ご不明点・ご質問等 お気軽にお問い合わせください

☎ 上三川町役場 上下水道課 上水道業務係  
下水道業務係

[TEL:0285-56-9168](tel:0285-56-9168)  
[TEL:0285-56-9167](tel:0285-56-9167)